



発行 東京都

目次

8

訓 令 (教) 1  
 ○統括課長代理の認定等に関する規程……………（総務局人事部制度企画課）…  
 訓 令 (選) 2  
 ○東京都教育庁等統括課長代理の認定等に関する規程……………  
 訓 令 (人) 2  
 ○東京都選挙管理委員会事務局統括課長代理の認定等に関する規程……………  
 訓 令 (監) 3  
 ○東京都人事委員会事務局統括課長代理の認定等に関する規程……………  
 規 程 (文) 3  
 ○東京都監査事務局統括課長代理の認定等に関する規程……………  
 規 程 (水) 4  
 ○東京都交通局統括課長代理の認定等に関する規程……………  
 規 程 (下水) 5  
 ○東京都水道局統括課長代理の認定等に関する規程……………  
 訓 令 (議) 5  
 ○東京都下水道局統括課長代理の認定等に関する規程……………  
 訓 令 (議) 6  
 ○東京都議会事務局統括課長代理の認定等に関する規程……………

訓 令

●東京都訓令第十号

統括課長代理の認定等に関する規程を次のように定める。

平成二十七年二月五日

東京都知事 外 添 要 一  
 庁 中 一 般  
 支 業 所 庁  
 事 業 所  
 取用委員会事務局  
 労働委員会事務局

統括課長代理の認定等に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、統括課長代理の認定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 局長 東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第百六十四号。以下「組織規程」という。）第九条第一項に規定する局長並びに青少年・治安対策本部長、病院経営本部長、中央卸売市場長、収用委員会事務局長及び労働委員会事務局長をいう。
- 二 課長代理 組織規程第十二条に規定する課長代理及び各処務規程等に規定するこれに相当する職をいう。

(統括課長代理の認定)

第三条 局長は、別に定める基準に基づき、課長代理の職にある者のうち、特に高度な専門性を有する職員を統括課長代理に認定することができる。

(統括課長代理の役割)

第四条 統括課長代理に認定された職員は、重要かつ困難な事務を処理するとともに、

その他の職員を支援する役割を担う。

(認定の取消し)

第五条 局長は、別に定める基準に基づき、統括課長代理の認定を取り消すことができる。

(委任)

第六条 第三条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

### 訓 令 (教)

#### ●東京都教育委員会訓令第十二号

教 育 委 員 会	教 育 事 務 所	教 育 庁 出 張 所	事 業 所	都 立 高 等 学 校	都 立 中 等 教 育 学 校	都 立 特 別 支 援 学 校	都 立 中 学 校
-----------------------	-----------------------	----------------------------	-------------	----------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	-----------------------

東京都教育庁等統括課長代理の認定等に関する規程を次のように定める。

平成二十七年二月五日

東京都教育委員会

東京都教育庁等統括課長代理の認定等に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、統括課長代理の認定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において課長代理とは、東京都教育庁処務規則(昭和四十五年東京都教育委員会規則第三十四号)第三条第十項に規定する課長代理及び各処務規則等に規定するこれに相当する職をいう。

(統括課長代理の認定)

第三条 東京都教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、別に定める基準に基づき、課長代理の職にある者のうち、特に高度な専門性を有する職員を統括課長代理に認定することができる。

(統括課長代理の役割)

第四条 統括課長代理に認定された職員は、重要かつ困難な事務を処理するとともに、その他の職員を支援する役割を担う。

(認定の取消し)

第五条 教育長は、別に定める基準に基づき、統括課長代理の認定を取り消すことができる。

(委任)

第六条 前三条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

### 訓 令 (選)

#### ●東京都選挙管理委員会訓令第三号

東京都選挙管理委員会事務局

東京都選挙管理委員会事務局統括課長代理の認定等に関する規程を次のように定める。

平成二十七年二月五日

東京都選挙管理委員会

東京都選挙管理委員会事務局統括課長代理の認定等に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、統括課長代理の認定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一局長 東京都選挙管理委員会事務局長をいう。

二 課長代理 東京都選挙管理委員会事務局処務規程（昭和四十四年東京都選挙管理委員会訓令甲第一号）第四条第二項に規定する職をいう。

(統括課長代理の認定)

第三条 局長は、別に定める基準に基づき、課長代理の職にある者のうち、特に高度な専門性を有する職員を統括課長代理に認定することができる。

(統括課長代理の役割)

第四条 統括課長代理に認定された職員は、重要かつ困難な事務を処理するとともに、その他の職員を支援する役割を担う。

(認定の取消し)

第五条 局長は、別に定める基準に基づき、統括課長代理の認定を取り消すことができる。

(委任)

第六条 第三条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

訓令(人)

●東京都人事委員会訓令第一号

東京都人事委員会事務局  
東京都人事委員会事務局統括課長代理の認定等に関する規程を次のように定める。

平成二十七年二月五日

東京都人事委員会

東京都人事委員会事務局統括課長代理の認定等に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、統括課長代理の認定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一局長 東京都人事委員会処務規則（昭和五十一年東京都人事委員会規則第六号。以下「処務規則」という。）第三条第三項に規定する職をいう。

二 課長代理 処務規則第三条第八項に規定する職をいう。

(統括課長代理の認定)

第三条 局長は、別に定める基準に基づき、課長代理の職にある者のうち、特に高度な専門性を有する職員を統括課長代理に認定することができる。

(統括課長代理の役割)

第四条 統括課長代理に認定された職員は、重要かつ困難な事務を処理するとともに、その他の職員を支援する役割を担う。

(認定の取消し)

第五条 局長は、別に定める基準に基づき、統括課長代理の認定を取り消すことができる。

(委任)

第六条 第三条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

訓令(監)

●東京都監査委員訓令第三号

東京都監査事務局  
東京都監査事務局統括課長代理の認定等に関する規程を次のように定める。

東京都監査事務局

平成二十七年二月五日

東京都監査委員	山田忠昭
東京都監査委員	上野和彦
東京都監査委員	友渕宗治
東京都監査委員	筆谷勇
東京都監査委員	金子庸子

東京都監査事務局統括課長代理の認定等に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、統括課長代理の認定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一局長 東京都監査事務局処務規程（昭和五十六年東京都監査委員訓令第二号。以下「処務規程」という。）第三条第一項に規定する局長をいう。

二 課長代理 処務規程第三条第三項に規定する課長代理の職をいう。

(統括課長代理の認定)

第三条 局長は、別に定める基準に基づき、課長代理の職にある者のうち、特に高度な専門性を有する職員を統括課長代理に認定することができる。

(統括課長代理の役割)

第四条 統括課長代理に認定された職員は、重要かつ困難な事務を処理するとともに、その他の職員を支援する役割を担う。

(認定の取消し)

第五条 局長は、別に定める基準に基づき、統括課長代理の認定を取り消すことができる。

(委任)

第六条 前三条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

規程(交)

●交通局規程第十号

東京都交通局統括課長代理の認定等に関する規程を次のように定める。

平成二十七年二月五日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都交通局統括課長代理の認定等に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、統括課長代理の認定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において「課長代理」とは、東京都交通局組織規程（昭和三十七年交通局規程第三十三号）第四条第五項に規定する課長代理及び同規程第六条に規定する事業所の各処務規程に規定するこれに相当する職をいう。

(統括課長代理の認定)

第三条 交通局長（以下「局長」という。）は、別に定める基準に基づき、課長代理の職にある者のうち、特に高度な専門性を有する職員を統括課長代理に認定することができる。

(統括課長代理の役割)

第四条 統括課長代理に認定された職員は、重要かつ困難な事務を処理するとともに、その他の職員を支援する役割を担う。

(認定の取消し)

第五条 局長は、別に定める基準に基づき、統括課長代理の認定を取り消すことができる。

(委任)

第六条 前三条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

規程(水)

●東京都水道局管理規程第九号

東京都水道局統括課長代理の認定等に関する規程を次のように定める。

平成二十七年二月五日

東京都水道局長 吉田 永

東京都水道局統括課長代理の認定等に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、統括課長代理の認定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において「課長代理」とは、東京都水道局分課規程（昭和二十七年東京都水道局管理規程第五号）第二条第五項に規定する課長代理及び各処務規程に規定する課長代理の職をいう。

(統括課長代理の認定)

第三条 水道局長（以下「局長」という。）は、別に定める基準に基づき、課長代理の職にある者のうち、特に高度な専門性を有する職員を統括課長代理に認定することができる。

(統括課長代理の役割)

第四条 統括課長代理に認定された職員は、重要かつ困難な事務を処理するとともに、その他の職員を支援する役割を担う。

(認定の取消し)

第五条 局長は、別に定める基準に基づき、統括課長代理の認定を取り消すことができる。

(委任)

第六条 前三条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第十号

東京都下水道局統括課長代理の認定等に関する規程を次のように定める。

平成二十七年二月五日

東京都下水道局長 松田 芳和

東京都下水道局統括課長代理の認定等に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、統括課長代理の認定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において「課長代理」とは、東京都下水道局分課規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第一号）第二条第六項に規定する課長代理及び同規程第五条に規定する事業機関の各処務規程に規定するこれに相当する職をいう。

(統括課長代理の認定)

第三条 下水道局長（以下「局長」という。）は、別に定める基準に基づき、課長代理の職にある者のうち、特に高度な専門性を有する職員を統括課長代理に認定することができる。

(統括課長代理の役割)

第四条 統括課長代理に認定された職員は、重要かつ困難な事務を処理するとともに、その他の職員を支援する役割を担う。

(認定の取消し)

第五条 局長は、別に定める基準に基づき、統括課長代理の認定を取り消すことができる。

(委任)

第六条 前三条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

訓令(議)

●東京都議会議長訓令第九号

東京都議会議長

東京都議会議会局統括課長代理の認定等に関する規程を次のように定める。

平成二十七年二月五日

東京都議会議長 高島 なおき

東京都議会議会局統括課長代理の認定等に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、統括課長代理の認定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 局長 東京都議会議会局長をいう。

二 課長代理 東京都議会議会局組織規程(昭和五十一年東京都議会議長訓令第一号)第七条第一項に規定する課長代理をいう。

(統括課長代理の認定)

第三条 局長は、別に定める基準に基づき、課長代理の職にある者のうち、特に高度な専門性を有する職員を統括課長代理に認定することができる。

(統括課長代理の役割)

第四条 統括課長代理に認定された職員は、重要かつ困難な事務を処理するとともに、その他の職員を支援する役割を担う。

(認定の取消し)

第五条 局長は、別に定める基準に基づき、統括課長代理の認定を取り消すことができる。

(委任)

第六条 第三条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 112-0002

